

相談事例

《相談内容》

女性宅に、業者から「過去にだまされて何か契約したことはないか」と電話があった。10年前の**資格講座の契約**について話すと、「その時の**登録が残っていて、このままだと10年分の会費を請求される。登録抹消の手続きをしてあげる。**」と言われた。大変なことになると不安になり、喫茶店で業者にあったところ「**手数料などに30万円かかるが、会社の都合でダイヤのネックレスを買ったことにしてほしい**」と言われ、全額支払ってしまった。

**10年前の消費者トラブルの相談にのると言われ、
手数料代わりにダイヤのネックレスを買わされた**

《対処のしかた》

過去に終了した契約について、「登録が消えていない」などと言って、不安をあおり、相談に乗ると称して信用させ、新たな契約をさせる悪質な手口「二次被害」です。過去の契約の名簿が流出するなどして、新たなターゲットにされるケースで、同様の被害が拡大する恐れがあります。

この事例では、相談者が判断不十分者であること、事実ではない説明を受けてネックレスの購入契約をしていることから、全面解約になりました。

《見守りのポイント》

認知症、知的・精神障害等によって、十分な判断ができない状態にある消費者が二次被害にあうケースが増えています。優しい言葉で勧誘されると「相手はいい人だった」と被害者意識がなかったり、業者側が口止めをするなどして家族にも相談しなかったり、被害が拡大することもあります。

本人に困った様子がないか、見慣れない商品がないか等、身近にいる方の気づき、サポートが大切です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111